

令和5年度 県立大学設置の検討に係る有識者会議  
報告書（案）

令和5年〇月

県立大学設置の検討に係る有識者会議

## 目 次

1	はじめに	1
2	5つの論点	2
	(1) 費用対効果について	2
	(2) 人口減少下の大学経営について	3
	(3) 既存の県内大学への支援について	5
	(4) 国の大学施策の動向について	6
	(5) 企業のニーズ等への対応について	7
3	まとめ	8
	県立大学設置の検討に係る有識者会議設置要綱	10
	県立大学設置の検討に係る有識者会議委員名簿	11
	県立大学設置の検討に係る有識者会議検討状況	12

### 別冊資料集

## 1 はじめに

三重県においては、県内の高等学校を卒業して大学へ進学した人のうち、県内の大学へ進学する人は約2割にとどまっており、その背景として県内高等教育機関の収容力が低いことなどが課題となっている。

また、年間の転出者数が転入者数を上回る社会減の状態にあり、転出超過数は、近年4,000人前後で推移している。その転出超過数の約8割を15歳～29歳の若者が占めており、進学や就職がその主要因と考えられている。

このような中、県では平成27年度と平成29年度に全国の私立大学を対象に県内への大学誘致についての意向調査を実施し、三重県への進出の可能性は極めて低いという結果となった。

そのため、大学の誘致だけでなく、県自ら大学を設置することも若者の県内定着に向けた方策の一つになるのではと考え、令和2年度に県立大学の設置検討に着手し、令和3年度から本格的な検討が行われてきたところである。

令和3年度は、「県立大学の設置の是非を検討するための有識者会議」による検討を行うとともに、高校2年生及びその保護者を対象とした学びの需要調査、公立大学を中心とした先進事例調査などに取り組み、令和4年度は、費用対効果の調査や県内高等教育機関に対する定数増に向けた新学部・学科設置の意向調査等を実施した。

県立大学設置に係るこれまでの検討結果から、県立大学の設置は、若者の県外流出抑制策として人口減少対策への効果は一定程度あると考えられるものの、整備や運営に多額の費用が必要となることから、県では慎重な判断が必要であると考えている。

令和4年度に実施した県立大学設置の費用対効果の試算結果をどう評価するのか、また、出生数の減少が想定以上に早まっていること、さらには、国におけるデジタル・グリーン等の分野への学部再編や高度情報専門人材の確保に向けた支援強化、加えて県内大学における学科再編・拡充の動向など、判断にあたり昨今の状況変化にも留意する必要がある。

そうしたことから、これまでの調査結果や新たな動きに対して、それぞれの分野で専門的な知見等を有する有識者からさまざまな観点での意見を聴取し、県立大学設置判断の参考とするため、当会議が設置された。

この報告書は、各委員から出された意見を整理し、当会議としてまとめたものである。

## 2 5つの論点

当会議では、県が想定していた5つの論点以外に特段論点として追加すべきとの意見はなかったことから、5つの論点をベースとして議論した。

県立大学設置の検討において、以下の5つの論点についての意見概要は次のとおりである。

### (1) 費用対効果について

#### ①議論のポイント

令和4年度に実施した費用対効果等の試算結果から、一定程度の費用対効果が見込まれるが、県立大学生1人を県内定着させる県負担額は1千万円超となる。

さらに、委員意見を受けて入学定員や県内就職率などの条件を変えて試算したところ、県内企業のニーズが高い工学部では、県立大学生1人を県内定着させる県負担額は約4千万円から7千万円となった。

これらの試算結果等をどう評価するか。

#### ②意見概要

- ・一定効果はあるものの、県内就職率の見込みなどによって、費用対効果はかなり変動する上に、総じて高くはない。
- ・多額の経費がかかることは試算からも明らかであり、他の公立大学の例からも、県内定着に関して必ずしも多大な効果を与えるものとはなっていない。  
新たに県立大学をつくる目的が若者の県内定着であるなら、他の手法も検討すべきではないか。
- ・県内大学等への支援や県内就職に伴い奨学金の返還を支援するなどの取組の方が県立大学の 신설より費用もかからず、一定の効果が期待できるのではないか。
- ・他の公立大学において住民を対象に授業料無償化の動きもあり、学生の獲得にはさらなる財政負担が必要になるかもしれない。
- ・大学設置の効果は大学がその地域にあるだけで生まれるような金額換算できない付加価値もあり、費用対効果の評価は見方によってさまざまである。
- ・県立大学設置の価値を何に見出すか。  
費用対効果も大切であるが、南部地域などの進学コストの高い地域の子ども達にとっては教育機会の均等や学びの格差是正という観点も考えられる。
- ・地域との連携や社会人の学び直しにより、県内産業が一層栄えることまで踏まえると大学設置の効果が高まる可能性がある。

## (2) 人口減少下の大学経営について

### ①議論のポイント

出生数の減少が早まり、令和4年には80万人を切り、想定以上に将来の18歳人口が減少することが見込まれる。

仮に県立大学を開設するとしてもどんなに早くても令和10年度となる。

18歳人口の減少が加速する中で、若者の県内定着のために県立大学を新設する意義があると考えられるか。

### ②意見概要

- ・18歳人口の減少が加速する中、国公立を問わず大学経営の将来性は厳しいと考えられる。

仮に、人材育成を行わなければ県民生活の維持が難しい状況となっているなど、やむを得ない事情がなければ慎重に判断した方がいいのではないかと。

- ・文科省の2040年の定員充足率推計については、実際はもっと厳しく考えたほうがいい。

18歳人口の奪い合いから、どの大学も定員未充足のリスクにさらされ、入学定員を満たすことは益々難しい状況になっていき、今でも私立大学の半数以上は定員割れとなっている。

県立大学の設置が県内既存大学の経営悪化を招く可能性もある。

- ・若者の県内定着が県立大学設置の目的となっているが、18歳で三重県に残ったとしても、卒業して就職する際に出て行ってしまっただけでは4年間先延ばしただけで意味がない。

結局、県内での就職先や地域を活性化することを県全体として総合的に考える必要があり、若者の県内定着を目的として、県立大学をつくるというのは難しい要素がたくさんある。

- ・今の段階で県に明確なビジョンがあれば、令和12年くらいに新設できるかもしれないが、それが十分でないとすれば、その検討にも相当時間がかかるので、開設までに一層人口減少が進む可能性がある。

- ・県内の他大学にはない学部や教育プログラムを提供できるかなど、いわゆる競合を防ぐことで、他県からも学生が入ってくることにつながる。

既存の大学との競合を避ける意味でも県内の大学では設置していない分野、今後も設置が難しい分野などで、かつ人材育成が必要な分野であれば、県立大学設置の意義はあるのではないかと。

- ・地方における高等教育機会の確保は公立大学の重要な役割と考えられ、その意味で考えれば新設する意義はあるのではないかと。

ただ、仮に新設するとしても、県が試算した入学定員 300 人規模の大規模な大学設置は現実的ではなく、県内で養成すべき人材を絞り込んだ上で、比較的小規模な大学設置を検討するのも一つである。

### (3) 既存の県内大学への支援について

#### ①議論のポイント

県内大学で学部再編・拡充や新しい学部の設置等に向けた動きがある。こうした動きがある中で、定員増等に向けて県立大学の新設と既設の県内大学への支援の2つの政策の選択肢があるが、どう考えるか。

#### ②意見概要

- ・県立大学を新設するためにはキャンパスといったハード整備だけでなく、教員の確保やカリキュラムの作成などソフト面にも労力をかける必要がある。  
近年設置された公立大学の大部分は、短期大学を母体としたものや既存の私立大学の公立化、そして使われなくなった私立大学のキャンパス再利用といったもので、純粋に新設された大学は専門職大学など小規模なところが多い。  
現時点において、県にこのような大学をつくるという明確なビジョンがなければ、既存の大学への支援を優先すべきではないか。
- ・県内高校生の大学進学を支援する方策の方が、県内大学への支援や県立大学新設よりも優先すべきと考える。
- ・高校生を県内に留めることよりも奨学金免除のような県に帰ってきてくれる仕組みなどに県は力を入れるべきではないか。
- ・県が地域をどう発展させていきたいのか、その考えに沿った教育を提供する大学があれば支援してもいいと思う。  
ただ、結局就職先がなければ学生は県外へ出て行ってしまうので、個人よりも地域の産業を元気にする方にお金を使う方がいい。
- ・県立大学を新設し、企業と大学とがタッグを組み、三重県というフィールド・資源を最大限に活用して、新たな事業・ビジネスを生み出すような教育プログラムの策定や、人材育成・産業育成などのイノベーションを巻き起こすくらいの動きがないと人材の県内定着は難しいかもしれない。

#### (4) 国の大学施策の動向について

##### ①議論のポイント

国では、デジタル・グリーン等の分野への学部再編や高度情報専門人材の確保に向けた支援等を打ち出している。

東京 23 区の大学は、地方大学・産業創生法により、平成 30 年からの 10 年間、原則定員抑制が行われているが、例外措置としてデジタル分野に限り、臨時的な学部新設や既存学部の定員増が認められた。

既存の大学がこうした国の大学施策の方向性を捉えて学部再編や拡充等を進めている中、新設に時間を要する後発の県立大学は、十分な学生確保等が見込めると考えられるか。

##### ②意見概要

- ・ 国の高度情報専門人材の確保に向けた支援を受けて全国各地でデジタル系学部等新設の動きがあるが、デジタル系学部のトレンドはいつまで続くか分からないし、後発の県立大学では教員の確保も難しいと考えられる。
- ・ 試算にもあるように情報系の人材は地元定着率が低く、大都市圏に流れる傾向が強いことから県内定着にはつながらない可能性が高い。  
しかし、逆に言えば情報系・デジタル系を志望する人材にとって県内企業に魅力があれば県内定着につながるということである。
- ・ 後発であるからこそ、既存の大学では設置に踏み切れない分野での設置や、私立大学では経営維持が難しい小規模な定員設定で大学運営を行うというのも一つの方策と考えられる。



## (5) 企業のニーズ等への対応について

### ①議論のポイント

令和3年度及び令和4年度に実施した事業者アンケートの調査結果からは、工学部、商学・経営学・経済学部等へのニーズが高かった。

今後の地域経済の動向や産業構造の変化を見据えたニーズに十分応える大学を設置して、県内定着を促進することは可能だと考えられるか。

### ②意見概要

- ・現時点では、企業からこういう人材が足りないから県内で養成してほしいという特別な思いは必ずしも強くない。
- ・県立大学を設置して人材を育成するよりも、県内での就業先の確保・拡大とともに、県内企業と県内外の学生それぞれのニーズに沿ったマッチングの効果的・効率的な支援などをして県内に就職してもらう方が現実的ではないか。
- ・企業にとって必要な人材は県外進学者等のU・Iターンでも実現できる。  
県外へ出た人が、戻ってこれるような仕組みづくりに注力することが大事であるし、県内産業に魅力があれば県外からも来てくれるので、県内での人材育成にこだわりすぎない方がいい。
- ・地域に必要な人材の育成を行い、地域に十分な就職先があれば、県内定着を促進できる可能性はあると考えられる。  
県内定着に向け地元企業への就職につなげるには、企業ニーズに応える教育内容の構築や研究活動の推進、学外との連携を促進できる職員体制の整備など、地域産業と深く連携できるような特色ある大学であることが望ましい。
- ・企業やさまざまな自治体との協力関係が非常に大事、いろんな人達が日常的に交流できるような大学であれば、アイデアの流動化も起きて、それぞれの企業ニーズにも応えることができる。  
大学自体を開かれたものにしないと、これからの時代はやっていけない。
- ・製造業はイノベーションを起こさないといけない。  
そのため、さらに高みを目指す社会人への大学院レベルの教育や、北勢地域におけるリカレント教育はニーズが高い。  
県立大学である必要は必ずしもないが、三重県を成長させるためには必要なポイントになる。

### 3 まとめ

高等教育機会の確保は公立大学の果たす重要な役割の一つであり、特に地方都市では意義があると考えられる。

また、既存の大学ではすぐに設置に踏み切れない分野での設置や私立大学では経営維持が難しい小規模の定員設定で大学を運営できることは、県立大学の強みであり、人材育成・産業育成などのイノベーションを巻き起こすくらいの特徴ある県立大学を新設すれば、人口減少下でも一定の条件の下、経営維持は出来なくはない。

そうしたことから、人材育成が必要とされる分野に特化し、学生の教育プログラムを工夫することで、県内外から学生を確保できるかもしれない、比較的小規模な大学の開設であれば経営を維持しつつ県内定着に一定の効果が見込める可能性は考えられる。

一方で、県内定着に関する費用対効果の試算は、総じて高いとも言い難く、イニシャル・ランニングコストも大きいことから、県内定着への効果が不透明な大学新設については慎重に検討すべきではないか。

また、県の立地状況からは、近隣府県への通学も可能であり、魅力的な大学でないと学生が進学先には選ばず生き残れないおそれがある。他方、あまりに特色ある大学をつくと、学生が県内外から集まるが卒業時には県外へ出ていき、結局県内定着にはつながらない可能性もある。

県内に残る学生を増やすため（県内定着のため）には、県内高等教育機関において、県内企業が求める人材の育成や高校生が進学したいコースをつくる学科再編の動きがあるならば、そういう動きを支援する方が、県内で進学したいと思える学びの選択肢が広がり、県内に残る学生が増えることにつながる。

留意すべきは、四年制の私立大学の5割超が入学者の定員割れをしている状況であることから、仮に県内で規模縮小や閉学になる私立大学が出てきた場合、県立大学を設置して定員を増やしても効果が相殺されてしまうおそれがあるので、私立大学との学部等の競合は避ける必要がある。

特に人口減少下、文部科学省は競合校の状況分析を重視し、新たな大学が本当に必要か、認可審査を厳格化して公立大学の開設を抑制する方針を示している。

そもそも県立大学の設置検討は、若者の県内定着を目的としている。

そういう目的であれば、県の人材育成の考えや方針、政策に合致することを前提に、県内大学が若者の県内定着に向けてさまざまに工夫する取組への支援であるとか、学生の奨学金返還支援といった県内定着につながる可能性がある取組の充実、県内外学生への県内企業とのマッチング支援や県内産業の振興などに一層注力するなど、特に県外に進学した若者が三重県に戻って就職できる仕組みや産業政策を充実させることが広域自治体である県の役割として重要と考えられる。

以上のことから、有識者会議として5つの論点の議論もふまえ、大学新設によるメリット・デメリットを比較検討すると、県立大学の新設については課題や懸念も多いことから、現時点では、県立大学の新設以外の選択肢をさまざま模索したほうが、三重県が目指す若者の県内定着に資するのではないかと考える。

今後、県として県立大学設置の有無を判断するにあたっては、当会議の意見をふまえて慎重に判断されたい。

## 県立大学設置の検討に係る有識者会議設置要綱

### （目的）

第1条 県立大学設置の検討にあたって、専門的な見地から意見を聴取するため、有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- （1）県立大学設置の検討に関すること。
- （2）その他県立大学設置を検討するにあたり、必要な事項に関すること。

### （委員）

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 会議の委員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとする。

### （議長）

第4条 会議には議長を置き、議長は委員の互選により決定する。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議の進行は、議長が行うものとする。

### （報償費等）

第6条 県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

### （庶務）

第7条 会議の庶務は、政策企画部政策企画総務課において行う。

### （補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

県立大学設置の検討に係る有識者会議 委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	所属・職名
石阪 督規	埼玉大学キャリアセンター センター長・教授
伊藤 公昭	株式会社三十三総研 代表取締役副社長 博士（学術）
田村 秀 （議長）	長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策コース 教授
山田 直彦	一般財団法人日本開発構想研究所 高等教育研究部 副主幹研究員

## 県立大学設置の検討に係る有識者会議開催状況

- 1 第1回 令和5年6月16日（金）  
論点・判断材料等について意見交換
  
- 2 意見照会等整理 令和5年7月～8月  
論点・判断材料等に係る各委員意見の追加照会・整理
  
- 3 第2回 令和5年9月15日（金）  
5つの論点について意見交換
  - 費用対効果について
  - 人口減少下の大学経営について
  - 既存の県内大学への支援について
  - 国の大学施策の動向について
  - 企業のニーズ等への対応について
  
- 4 第3回 令和5年9月29日（金）  
有識者会議報告書（案）について意見交換